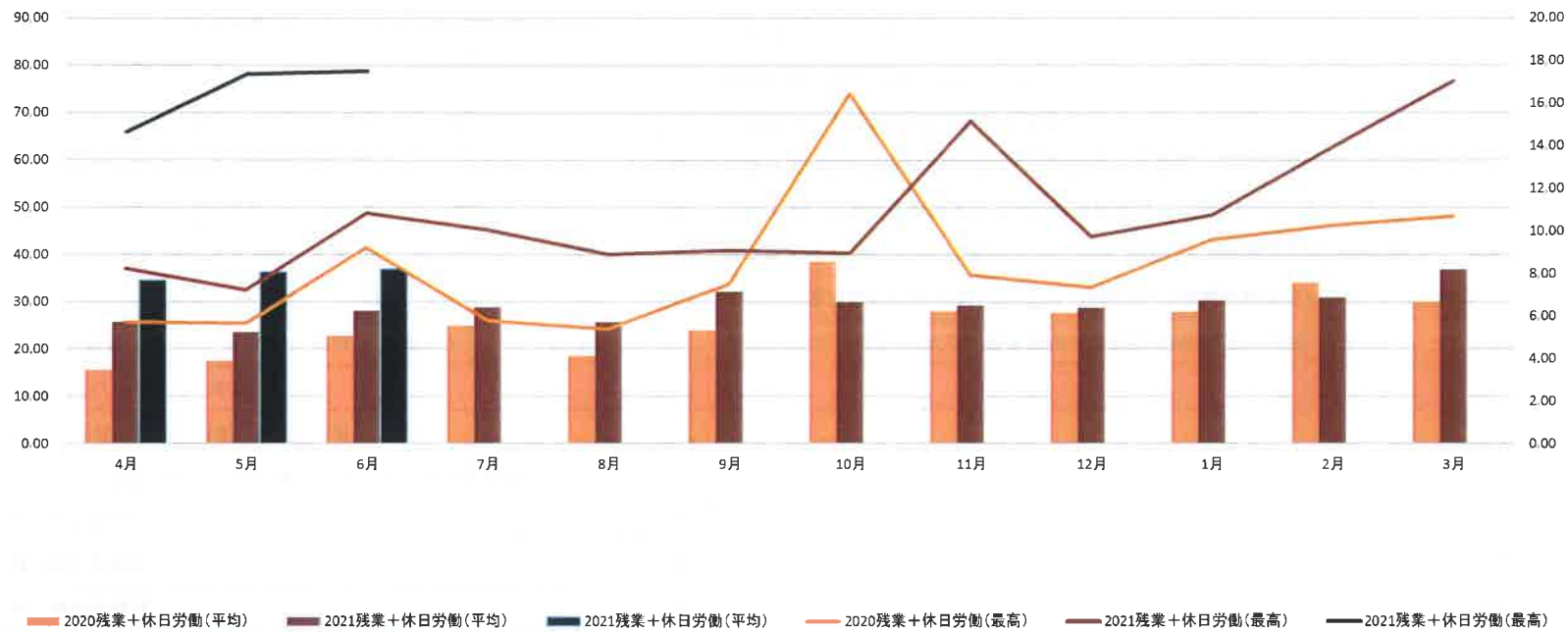


1	開催日時	7 月 27 日 (水)	13:10 ~ 13:40	6																																																																
2	開催場所	Skype開催			産																																																															
3	委員	委員長	■ 佐藤委員長		業																																																															
		産業医	■ 成松産業医		医																																																															
		衛生管理者	■ 森本委員		意																																																															
		使用者代表	■ 成松産業医 ■ 森本委員 ■ 久木野委員 ■ 高橋保健師(オブザーバー)		見																																																															
		労働者代表	■ 桶田委員 ■ 山崎委員 ■ 名越委員		他																																																															
4	(1)労災・交災状況 (福岡オフィス) (2) 時間外状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">労 災</td> <td>休業</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>不休業</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">交 災</td> <td>加害</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>自損</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				6月	累計	労 災	休業	0	0	不休業	0	0	計	0	0	交 災	加害	0	0	自損	0	0	被害	0	0		計	0	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最高</th> <th>単位:h</th> <th>前月比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残業時間</td> <td>57.92</td> <td>1.49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休日労働時間</td> <td>31.34</td> <td>-7.83</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残業+休日労働</td> <td>78.92</td> <td>0.74</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残業時間</td> <td>6.60</td> <td>0.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休日労働時間</td> <td>1.60</td> <td>-0.41</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残業+休日労働</td> <td>8.20</td> <td>0.13</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			最高	単位:h	前月比	残業時間	57.92	1.49		休日労働時間	31.34	-7.83		残業+休日労働	78.92	0.74		平均				残業時間	6.60	0.54		休日労働時間	1.60	-0.41		残業+休日労働	8.20	0.13		対象数 108 人 ※パート除く	7	
				6月	累計																																																															
		労 災	休業	0	0																																																															
			不休業	0	0																																																															
			計	0	0																																																															
		交 災	加害	0	0																																																															
			自損	0	0																																																															
			被害	0	0																																																															
			計	0	0																																																															
			最高	単位:h	前月比																																																															
残業時間	57.92	1.49																																																																		
休日労働時間	31.34	-7.83																																																																		
残業+休日労働	78.92	0.74																																																																		
平均																																																																				
残業時間	6.60	0.54																																																																		
休日労働時間	1.60	-0.41																																																																		
残業+休日労働	8.20	0.13																																																																		
安	全	衛	生	関	係	そ	労働災害「0」、通勤災害「0」、残業時間+休日労働時間は「79時間」であった。																																																													
						他	時間外最高時間の部署についてですが、残業時間は設備技術部の方です。休日労働の																																																													
						報	最高時間はカーボンブラック課の方です。プラント定修のため休日労働が増えました。																																																													
						告	残業+休日労働の最高時間の方は設備技術部の方で残業時間が最高の方と同じです。																																																													
							定修作業のため労働時間が増えておりますが、体調面で心配なことはない事を確認																																																													
							しております。定修は7月で終了の予定です。																																																													
							残業時間+休日労働時間別の人数は30時間以上は79時間1名。44時間1名																																																													
							30時間から39時間4名でした。																																																													
							残業+休日労働の30時間以上の職場毎の人数は設備技術部2名、MEC1名、(株)明菱1名																																																													
							製2生産管理1名、カーボンブラック課1名でした。																																																													
							プラント定修や解体工事のため残業、休日出勤が多くなる傾向が見られる。																																																													
5	● 実績 ○ 予定				8																																																															
活	①労災・交災状況確認の実施(上記4参照)				委員	本日は8月に実施するストレスチェック及び情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に																																																														
動	②時間外状況確認の実施(上記4参照)				長	関する留意事項等について審議を行いました承されました。																																																														
状					挨拶	新型コロナウイルスについて全国的に増加傾向にあり、北九州市内においても1,000件を超え																																																														
況						ています。引き続き感染予防対策をお願いします。																																																														
					次回	2022年8月24日(水)13:10~13:40																																																														
						場所 : 要調整																																																														

佐藤委員長	
成松産業医	
森本委員	
久木野委員	
桶田委員	
山崎委員	
名越委員	

前年比較 (残業+休日労働時間数)




1.周知方法		7月27日開催の衛生委員会審議後、メール又は書面にて周知
2.実施体制	実施者	三菱ケミカルJapan人事部健康支援(福岡) 産業医(エムシーパートナーズ委託先)
	実施事務従事者	・三菱ケミカルJapan人事部健康支援(福岡)保健師 ・KFSデータ入力担当者・エムシーパートナーズ佐藤伸也(衛生管理者)
3.実施方法	回答方法	調査用紙を個人宛てにメール又は配付、回答
	調査項目	厚生労働省推奨の57項目
	セルフケア強化基準	厚生労働省基準に準拠
	時期	2022年8月上旬実施(定修や予算検討等の多忙な時期を外した時期とする)
4.受検有無の情報		三菱ケミカルJapan人事部 健康支援(福岡)で受検状況を管理し、メール等で受検勧奨を行う場合がある
5.データ保存場所		個人結果は①WEB回答者:HM-NEOにて保管 ②紙回答者:エムシーパートナーズ実施事務従事者が管理する(5年間) 集団分析結果は、エムシーパートナーズ実施事務従事者がファイルで保存(5年間)
6.結果通知方法		結果票を本人宛に直接送付又はメールにて通知する
7.面接指導勧奨方法		三菱ケミカルJapan人事部 健康支援(福岡)もしくは連絡を受けたエムシーパートナーズ実施事務従事者が勧奨を行う
8.情報管理		三菱ケミカルJapan人事部健康支援(福岡)産業医・保健師及びエムシーパートナーズ実施事務従事者が情報を管理し、本人の明確な同意がない限り会社への開示は行わない
9.面接指導		三菱ケミカルJapan人事部 健康支援(福岡) 三菱ケミカルJapan人事部 健康支援(福岡) 産業医(エムシーパートナーズ委託先)
10.相談窓口		三菱ケミカルJapan人事部 健康支援(福岡)、外部相談機関等
11.集団分析	集計方法	総合健康リスク、各尺度の有所見者割合、セルフケア強化基準該当者割合を算出し、衛生委員会にて報告する
12.受検有無の選択		受検を強く推奨するが、強制的な受検指示は行わない
13.不利益な取り扱いの防止		受検しないこと等により不利益な取り扱いを行わない



基発 0331 第 4 号  
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について

労働者の健康診断の実施やその結果を踏まえた措置、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立等、労働者の健康管理を効果的に行うためには、医師の医学的活動が不可欠であるため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、事業者は、一定規模以上の事業場について、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等の事項を行わせなければならないこととされている。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施することへのニーズが高まっていること等を踏まえ、今般、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについて、下記のとおり、考え方及び留意すべき事項を示すこととしたので、事業者に対する周知、指導等について遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 基本的な考え方

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することへのニーズが高まっている。

産業医は、健康診断の実施、長時間労働者に対する面接指導の実施及び心理的な負担の程度を把握するための検査等並びにそれぞれの結果に基づき労働者の健康を保持するための措置、作業環境維持管理、作業管理、労働者の健康管理、労働者の健康の保持増進を図るための措置、衛生教育、労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行うことを職務とされている。

事業者は、情報通信機器を用いた場合においても、事業場における労働衛生水準を損なうことがないよう、2に掲げる事項に留意し、産業医が産業医学の専門的立場から労働者一人ひとりの健康確保のために効果的な活動を行いやすい環境を整備する必要がある。

なお、当該留意すべき事項に基づき産業医の職務を実施する場合には、産業医として選任された事業場以外の場所から遠隔でその職務の一部を実施することとして差し支えないものである。

## 2 情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施する場合における留意すべき事項

### (1) 共通事項

ア 産業医の職務のうち、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとする職務の範囲やその際の留意事項等について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、労働者に周知していること。

イ 法第13条第4項の規定に基づき産業医に対して必要な情報を提供する際に、情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する産業医に、適時に、労働者の健康管理に必要な情報が円滑に提供される仕組みを構築していること。

ウ 産業医の職務のうち、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとする職務についても、産業医が必要と認める場合には、事業場において産業医が実地で作業環境等を確認することができる仕組みを構築していること。

エ 産業医が情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する場合においても、事業場の周辺の医療機関との連携を図る等の必要な体制を構築していること。

### (2) 使用する情報通信機器について

ア 情報通信機器を用いて通信等を行う産業医や労働者が容易に利用できるものであること。

イ 映像、音声等の送受信が常時安定しており、相互の意見交換等を円滑に実施することが可能なものであること。

ウ 取り扱う個人情報等の外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止の措置を講じること。特に労働者の心身の状態に関する情報については、個人データに対するアクセス管理、個人データに対するアクセス記録の保存、ソフトウェアに関する脆弱性対策等の技術的安全管理措置を適切に講じること。

### (3) 個別の職務ごとに留意すべき事項

ア 医師による面接指導（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第14条第1項第2号及び第3号関係）

法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく面接指導について情報通信機器を用いて遠隔で実施する際には、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」（平成27年9月15日付け基発0915第5号（令和2年11月19日最終改正））に基づき、当該通達で示す留意事項を遵守するとともに、面接指導を実施する医師が必要と認める場合には直接対面により実施すること。

イ 作業環境の維持管理及び作業の管理（安衛則第14条第1項第4号及び第5号関係）  
作業環境の維持管理及び作業の管理については、安衛則第15条の規定に基づく産業医の定期巡視の実施の際は、実地で作業環境や作業内容等を確認する必要があるこ

においても、労働者一人ひとりの健康を確保するために必要と認めるときは、事業者に対して、健康管理等に必要な情報を提供するよう求める等、必要な対応を行うことが重要であること。

事業者は、これらを踏まえ、産業医が効果的な活動が行えるよう、配慮すること。

